

第23期第4回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月27日(月) 14時00分から14時22分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸(Web)、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可衞善、中澤芳江、前田嘉広(計12名)
- 欠席委員 濱町明恵、堀美菜、川竹佳子
- 署名委員 川田一成、柴田孝夫
- 県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、岡内主幹

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更について

第2号議案 制限措置の変更について

5 報告事項

第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

6 議事内容

飯田事務局長

ただ今より第4回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はWEBでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお祈いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。委員会の開催にあたり一言申し上げます。県では今年新たな取り組みとしまして、陸上養殖を県内で進めたいと思ひまして、県内で6カ所で地下水の調査、主に海岸近くの漁港などで水質調査をやって誘致を進めていきたいと思ひています。うちも誘致活動をやっていますが、興味がある方がいましたら是非お声かけいただければと思ひます。高市首相も総裁選で陸上養殖を支援すると言っていましたので、誘致できましたらそうしたことも国に言っていきたいと思ひますのでよろしくお祈いします。

さて、本日は、議案が2件と報告事項が1件でございます。

第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第2号議案の「制限措置の変更について」は、安芸市の伊尾木地区におきまし

て、イセエビを対象とした固定式刺し網を新たに許可することについてご意見を伺うものです。

報告事項「第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」につきましては、いよいよ来週に迫りました11月6日に開催します西日本ブロック会議と翌日の現地視察につきまして会議の次第や出席者などが決まりましたのでご報告するものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、濱町委員、堀委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、川田委員と、柴田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第2号議案「制限措置の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

第1号議案及び第2号議案については、2つの議案を併せて説明いたします。

資料1の1ページ目をお願いします。まず諮問文を朗読いたします。

7高漁管第610号。令和7年10月21日。高知海区漁業調整委員会会長木下清様。高知県知事濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の変更について。高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

2ページをお願いします。

今回の許可方針の変更内容は、高知県漁業協同組合から伊尾木地区に固定式刺し網を新たに導入することについて要望があり、伊尾木地区に固定式刺し網の操業区域を新たに設定するものです。

次に、3から5ページが要望書となっています。3ページをご覧ください。固定式刺し網漁業の許可に関する高知県漁協の要望書で、2の操業区域の右端の枠囲み、いせえびの禁漁期間を除く9月16日から翌年4月30日の間を操業期間とすることや、3の漁具の規模を高さ3メートル、長さ550

メートル、4の許可件数を4件とすること、次の4ページをお願いします。5の条件として、網の端には浮標などを取り付け船の航行に支障にならないことなど、これらを条件として漁業調整が整って要望があがってきております。

次に5ページをご覧ください。今回措置する固定式刺し網の区域は、基点甲と基点乙の間の距岸400メートルの区域になります。この区域は、海岸工事のために漁業権が放棄された区域となっており、元々は砂地でしたが、現在は、テトラなどの構造物が入り、いせえびが生息しているため、地元において県土木と協議し、理解を得たうえで要望が上がってきているものです。

なお、許可区域の東側は漁業権に基づき距岸1,000メートルの区域でいせえびが採捕可能となっているとともに、操業区域の沖合1,000メートルの区域及び西の区域においては砂地になっており、底魚を対象とした三枚網の許可区域となっています。

次に6ページをお願いします。許可方針の新旧対照表になります。左枠囲みが今回の案となっており、漁業種類は、漁獲対象とするいせえび等と漁法をあわせて、いせえび、いそうお固定式刺し網とします。操業区域は先ほど説明した区域で、操業区域11として追加します。漁業時期は、いせえびの禁漁期間を除く9月16日から4月30日までとします。また、許可すべき船舶等の上限を4とします。

7ページをお願いします。サの操業区域11をご覧ください。許可の条件としてアに漁具の種類・規模・統数を規定しています。イに船舶の航行に支障をおよぼさないように浮標等の設置などを条件にしています。

引き続きに資料2の1ページ目をお願いします。試問文を朗読します。

7高漁管第611号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和7年10月21日。高知県知事濱田省司。

先ほど説明しました、第1号議案の許可方針の変更に伴い、制限措置を変更するものです。

2ページ、3ページ目に案を添付していますが、1号議案と重複するため説明は省略させていただきます。なお、告示をするにあたり、文言等の軽微な変更がある場合は、事務局に一任していただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員

1点簡単な質問です。操業区域10と比較しますと固定式刺し網で操業

区域が周年となっております、いせえびの禁止期間もいそおを獲られるんですけど、その流れでいきますと操業区域 11 も周年でもいいと思いますが、禁止期間を外して、いせえびに特化したということではないでしょうけど、そうしたことでないと合意が得られなかったということでしょうか。

木村次長 漁業調整上問題があったとか、合意が得られなかったということではなく、まずはいせえびを獲っていきたくこの期間で調整がされています。

竹内委員 いそおも獲っていくけどもいせえびがメインなのでこの時期という理解でよろしいか。

木村次長 そのとおりです。

木下会長 他にございませんか。

浦尻会長代理 刺し網の関係で、一枚から何枚網ってあるけど、固定式刺し網はどのような操業をするのか。

木村次長 今回は固定式刺し網ということで1枚網と呼ばれるものになります。網が2枚以上あるものを3枚網として許可漁業として高知県では整理してまして、安芸の地区ではいせえびを獲るのが1枚網ということで要望が上がってきておりまして、地区によっては3枚網で獲っている地区もあります。漁業者がどういった使い分けをしているのかは実態はわかりませんが、地区によって1枚網である地区と3枚網である地区があるようです。1枚網の方が取り外しがしやすいので、エビが傷みにくいのかなとは思いますが。

浦尻会長代理 早くて聞こえなかったが、宿毛湾では固定式刺し網がないので、どういった操業をすればエビが弱らずに操業できるのかというのを知りたかった。固定式の網を夜やって朝揚げるのか。

木村次長 一般的にはそのようです。

浦尻会長代理 一枚網のことを固定式刺し網というのですか。

木村次長 一枚網のことを固定式刺し網ということで、許可上は整理しています。

浦尻会長代理	固定式っていつでも固定するのではないわけですか。
木村次長	流し網とかではなく、固定してやるということで固定式刺し網となっています。
浦尻会長代理	また詳しく教えてください。
木村次長	また、説明に伺います。
木下会長	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第1号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」という者あり。
木下会長	ご異議ないようですので、第1号議案、第2号議案は、原案が適切であると、答申いたします。 この議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。 「第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」事務局の説明を求めます。
永野チーフ	それでは、資料3をお手元にご用意お願いいたします。 まず、1ページをお願いします。 11月6日の14時から西日本ブロック会議を行います。 次のページの「会議次第」をご覧ください。 開会后、木下会長の挨拶から始まり、主催来賓の挨拶があります。 3の議長選出から木下会長に議長になっていただき、その後の進行を行っていただくこととなります。 5の報告事項は、全漁調連事務局から令和7年度の要望活動について報告があります。 6の第1号議案は、令和8年度の要望について、西日本ブロックの各海区に照会を行い、その結果を取りまとめたものになります。要望をいただいた海区から説明していただき、他海区に意見を伺うものです。 第2号議案は、次期開催海区を決定するものです。次期開催海区は、香川海区となっております。 7の情報交換は、香川海区から「外国人労働者への遊漁指導について」という協議事項をいただいております、各海区から意見や共有できる内容を伺

います。

最後に兵庫県海区から「タコ釣りの漁場利用調整について」明石市で共同漁業権の対象種であるマダコについて、漁業者と遊漁者による漁場と資源の利用ルールを作っている事例に関して、発表していただくことになっております。

その後、同日 18 時から 20 時まで意見交換会を実施します。

意見交換会の座席表が間に合っておりませんが、丸テーブルに 8 人ずつ座っていただきます。例年各テーブルに開催海区の委員を配置する形となります。

また、お配りした名簿では、柴田委員が意見交換会出席になっておりますが、欠席されることとなっております。

2 日目は、1 ページ目のスケジュールに記載の行程で現地視察を行います。

現地視察は、中土佐町久礼の津波避難タワーの見学及び大正町市場の見学を行った後、上ノ加江に移動し、わかしやの漁業体験活動を見学していただきます。

津波避難タワーでは、中土佐町の観光ガイドで実際に東日本大震災を経験された方にガイドしていただきます。

わかしやでは、当日小学校の体験受け入れがあり、体験しているところを見ながら説明を聞いていただくこととなっております。以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

西日本ブロック会議のときはネクタイをしなければいけませんか。

飯田事務局長

特にネクタイ着用ということはございません。県外の方もノーネクタイの方もいますので、そこはお任せで。

木下会長

他にございませんか。

石田委員

現地視察の解散場所が高知駅と高知空港のどちらかということになりますか。

飯田事務局長

ご都合のいい方で結構です。

木村次長

ご希望がございましたら、車を数台かまえていますので、お近くまで送ることは可能です。

石田委員

他の委員さんご希望があると思いますので。

木村次長

後でヒアリングさせていただいて対応いたします。

木下委員

他にございませんか。

ないようですのでそれでは、これをもちまして、第4回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本書は、第23期第4回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 川田 一成

議事録署名委員 柴田 孝夫
